

1 計画改定の背景と目的

（1）改定の背景と目的

『佐久市緑の基本計画』（以下「本計画」といいます。）は、平成20年（2008年）3月に策定後10年を経過し、人口減少や少子高齢化などの社会情勢や、緑に関する法制度の改正など緑を取り巻く状況も変化してきています。

これらの変化に対応し、かつ、上位・関連計画との整合を図るため、現行計画（以下「前回計画」といいます。）の改定を行うこととしました。

（2）対象とする緑と計画範囲

本計画の対象範囲は、基本的には都市計画区域内となります。ただし、本市では森林や河川、農地を含め、都市計画区域と連続した緑を対象とすることが望ましいと考えられることから、市域の全範囲を対象に計画内容を示した上で、緑地整備など具体的な施策については都市計画区域で重点的に進めるものとします。

（3）計画対象期間

本計画は、平成31年度（2019年度）から2028年度までの10年間の計画です。

（4）計画の位置付け ～緑の基本計画とは～

本計画は、都市緑地法第4条に基づくもので、上位計画である『第二次佐久市総合計画』や『国土利用計画』、『佐久市都市計画マスタープラン』のほか、土地利用や景観、環境、農地、森林に関する計画、その他関連法令の内容を踏まえて策定します。

2 緑の将来像・基本方針

（1）緑の将来像

人と自然が共生する多様な緑を育むまち

本市には、水と緑に抱かれた豊かな自然環境のもと、先人たちによって培われてきた文化と都市機能が調和して、快適な生活環境が形成されてきています。そこには、公園や広場、庭、社寺の森、耕作地や水路、里山の樹林など、長い間様々な市民が関わってつくり、育て、保たれてきた人と自然の共生する環境が息づいています。

現在、少子高齢化に伴って社会構造が変化し、また、交通網の整備により市内の都市構造も変化しています。このような状況のもと、市民が心身ともに健やかに暮らせる快適な生活環境を未来に伝えるには、市民一人ひとりが身近に緑とふれあう機会や場を生み出すとともに、いまある環境をよりよく改め、育てていく工夫が欠かせません。

このような取組に重点を置き、地域の特性に合った保全、育成、創出の考え方で、景観形成にも配慮し、多様な緑を未来に受け継ぐことを目指します。

(2) 基本方針

方針ア 市民が身近にふれあい楽しめる緑の空間づくり

市街地や農村の集落などの暮らしに近い空間や、郊外の広々とした環境を生かし、市民のニーズに応じた公園や広場などのオープンスペースの確保、改善、景観や癒しに配慮した緑化空間の創出などを進め、身近にふれあい楽しめる緑の空間を拡充します。

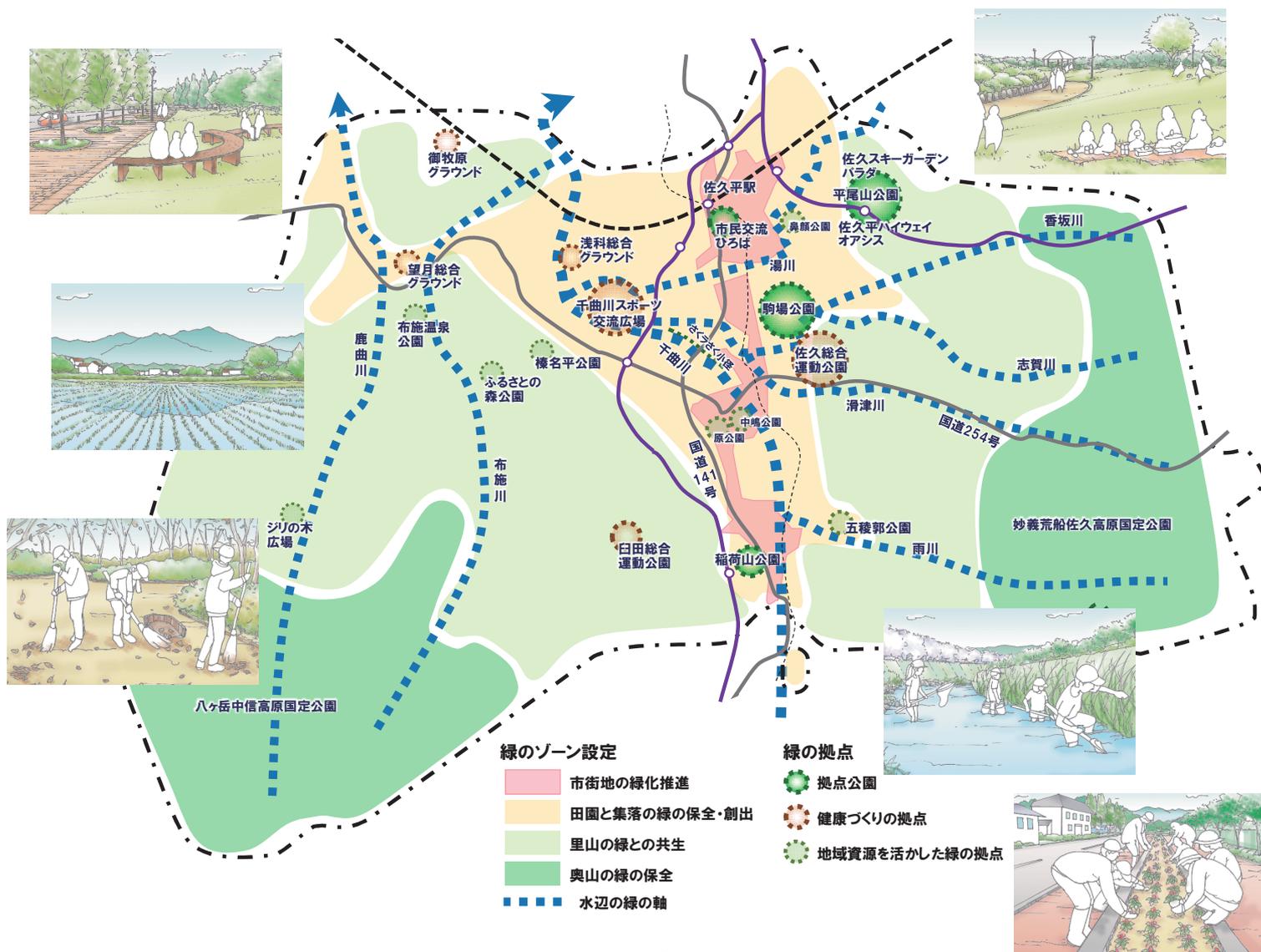
方針イ 豊かな緑と水辺をまもり・育てる

市内各所を流れる河畔の緑、社寺の森や農地を含む田園の豊かな緑、その周囲に広がる里山の緑など、まとまりのある緑地環境の大切さや魅力を活用・発信するとともに、時代の変化に合わせた維持・継承につながる取組を進めます。

方針ウ パートナーシップによる健やかな緑づくり

維持や手入れが欠かせない「身近な緑」を健全に保ち、未来に継承するため、市民、市民団体、企業、行政などが様々なスタイルで相互に連携し、可能な取組を着実に進めることのできる仕組の充実を図ります。

(3) 緑の将来像図



3 実現のための施策展開

緑の将来像の実現を図るために、3つの基本方針に基づき、多様な緑（“みどり”）に関する施策を5つの柱でまとめ、それぞれ施策方針を定めて、今後の施策展開を整理しました。

方針ア	方針イ	方針ウ
市民が身近にふれあい 楽しめる緑の空間づくり	豊かな緑と水辺を まもり・育てる	パートナーシップによる 健やかな緑づくり

施策の柱 1	施策方針
みどりを 守る	(1) 開発に対する適切な対応
	(2) 自然環境生物多様性の保全
	(3) みどりを守る財源の確保
	(4) 河川沿いの緑地の保全
施策の柱 2	施策方針
みどりを 育てる	(1) 持続可能な維持管理の仕組づくり
	(2) 地域緑化活動の促進
	(3) みどりを育てる人材の育成
施策の柱 3	施策方針
みどりを つくりかえる ・増やす	(1) 居心地が良く活気のある公園づくり
	(2) 公園の魅力を高める施設・機能のリニューアル
	(3) 公共空間の緑化の推進、緑地の魅力化
	(4) 民有地における緑化、魅力ある緑地の創出促進
施策の柱 4	施策方針
みどりを 使う・生かす	(1) 民間活力による公園の機能・サービスの向上
	(2) 公園の多様な利用価値の創出促進
	(3) みどり空間としての低・未利用地の有効活用
	(4) 資源としてのみどりの活用促進
施策の柱 5	施策方針
みどりを 知る・学ぶ	(1) 学習の場としてのみどり空間の活用促進
	(2) みどりに関する情報共有・意識啓発の機会の提供
	(3) みどりに関する情報発信の強化

4 地域別構想における方針

地域別構想は、各地域におけるみどりの現状と課題を考慮して、5つの施策の柱に沿った重点的な取組をより具体的に示したもので、地域ごとに以下の方針を設定しました。※各取組内容は本編参照

浅間・東地域	まちなかのみどりを創出し、機能と癒しが両立したまち
中込・野沢地域	新たな交流で多彩なみどりを育み楽しめるまち
臼田地域	歴史環境とみどりが調和した風情あるまち
浅科地域	農村文化と自然の織りなすみどり豊かなまち
望月地域	田園風景の懐かしさと森林セラピーによる癒しのまち

5 計画推進方策

(1) 計画の進め方

本計画は、PDCA サイクル（Plan【計画】、Do【実行】、Check【評価】、Action【改善】）に基づき、計画に示された各施策を実行して、概ね5年おきを目安にその効果の発現を総合的に評価・検証し、必要に応じて改善策を講じて計画への反映（計画の改定）を図ることにより、その実効性を担保します。

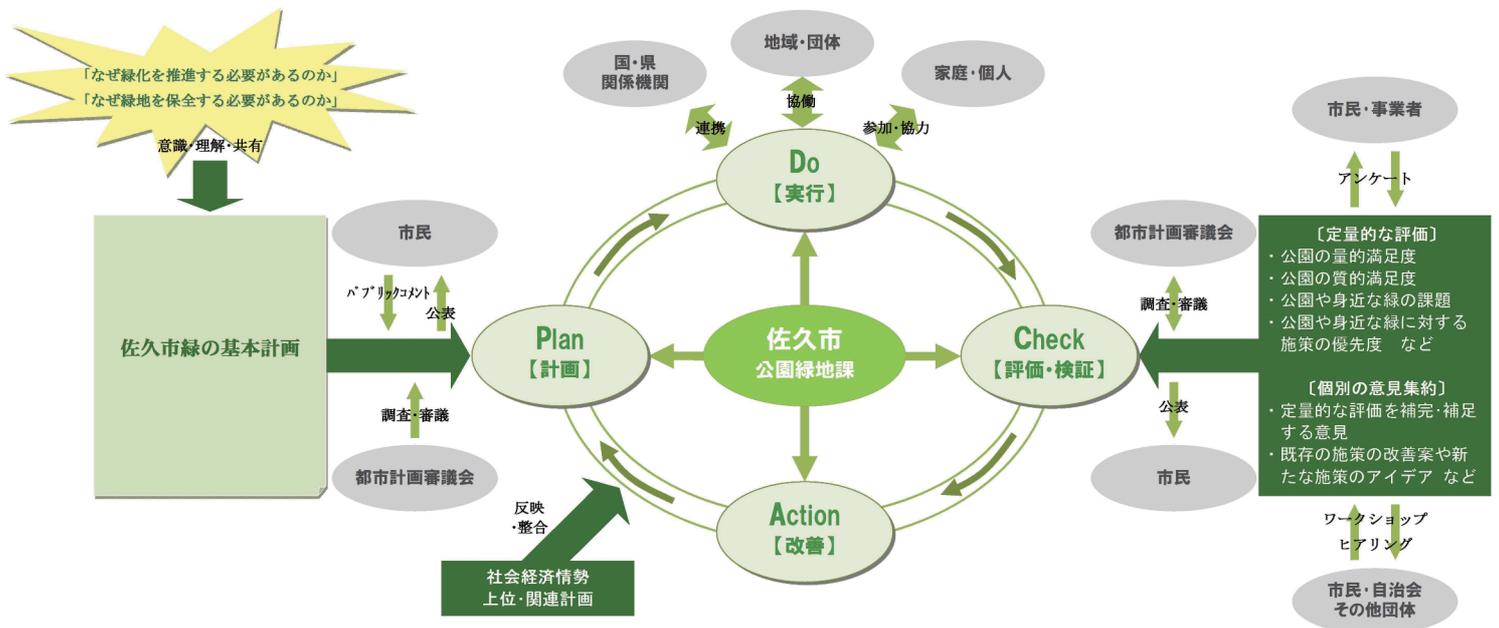
この過程において、行政、地域・団体、家庭・個人がそれぞれ、緑化の推進や緑地の保全・育成を目的とする本計画の真に意図するところ（なぜ緑化を推進する必要があるのか、なぜ緑地を保全する必要があるのか）を常に意識し、理解を深め、相互に共有していくことが重要です。

(2) 計画推進体制

本市の厳しい財政状況も踏まえる中で、本計画に示された施策を実行していくためには、国や県など関係機関との連携を図りながら、地域・団体との協働の取組や、家庭・個人の参加・協力による日常的な実践行動が必要不可欠です。

また、庁内や都市計画審議会では、施策の進捗度の把握（庁内）やその効果の検証・評価（都市計画審議会）を行い、施策の方向性や取組内容を改善・強化します。

なお、この施策の効果の検証・評価に必要な情報収集には、アンケートやワークショップ、ヒアリングなどの手法を用いて、市民・事業者らの声の反映に努めます。



(3) 計画の見直し

本計画は定期的な評価・検証の結果を踏まえて見直しを行うものとし、その際、その他上位・関連計画との整合を図り、社会経済情勢の変化や動向を捉えて計画に影響を及ぼす事項・事象も的確に反映し、必要な範囲で改定を行います。

【本計画に関するお問い合わせ先】

〒385-8501 長野県佐久市中込 3056 佐久市建設部公園緑地課 電話：0267-62-3424

※佐久市緑の基本計画の本編及びこの概要版は市のホームページにも掲載されています。